

日野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

令和 8 年 8 月 26 日

日野市長

古賀壮志

日野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 施行規則の一部を改正する規則

日野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加え、「満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童」を「当該児童を含む。」に改める。

第3条中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、「保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。))」を「保育所、幼稚園又は認定こども園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。以下「連携施設」という。))」に改め、同条第3号中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に改める。

第4条の2の次に次の1条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第4条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するとき

は、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第9条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第9条の2 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第15条第6号中「及び幼児」を「、幼児」に改め、「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第22条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第24条中「小規模保育事業B型」を「小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」に、「小規模保育事業C型」を「小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」に改める。

第26条第2項第3号中「法第6条の3第10項第2号」を「法第6条の3第10項第2号又は第3号」に改める。

第29条中「、同条第4号中「次号並びに第30条第4号及び第5号」とあるのは「第29条において準用する次号」と読み替えるものと」を削る。

第32条中「法第6条の3第10項」を「法第6条の3第10項第1号」に改める。

第45条中「第45条において準用する第4号」を「第4号」に改め、「、同条第4号中「次号並びに第30条第4号及び第5号」とあるのは「第45条において準用する次号」と読み替

えるものと」を削る。

付則第6条中「家庭的保育事業等」を「家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に改める。

付 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第9条の次に1条を加える改正規定 令和8年12月25日
- (2) 第4条の2の次に1条を加える改正規定、第10条及び第22条の改正規定 公布の日